

◎佐賀県条例第41号

佐賀県立点字図書館設置条例の一部を改正する条例

佐賀県立点字図書館設置条例（昭和47年佐賀県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><u>佐賀県立点字図書館設置条例</u> (設置)</p> <p><b>第1条</b> 視覚障害者の福祉の増進を図るため、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第28条第1項の規定に基づき、同法第34条に規定する点字図書館として、<u>佐賀県立点字図書館</u>（以下「<u>点字図書館</u>」という。）を設置する。</p> <p>(位置)</p> <p><b>第2条</b> <u>点字図書館</u>は、佐賀市に置く。 (指定管理者)</p> <p><b>第3条</b> 知事は、<u>点字図書館</u>の管理を法人その他の団体に行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定に基づき法人その他の団体に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>(1) <u>点字図書館</u>の運営に関する業務</p> <p>(2) <u>点字図書館</u>の施設の利用に関する業務</p> <p>(3) <u>点字図書館</u>の施設の維持及び管理に関する業務</p> <p>3・4 略</p>	<p style="text-align: center;"><u>佐賀県立視覚障害者情報・交流センター設置条例</u> (設置)</p> <p><b>第1条</b> 視覚障害者の福祉の増進を図るため、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第28条第1項の規定に基づき、同法第34条に規定する視聴覚障害者情報提供施設として、<u>佐賀県立視覚障害者情報・交流センター</u>（以下「<u>センター</u>」という。）を設置する。</p> <p>(位置)</p> <p><b>第2条</b> <u>センター</u>は、佐賀市に置く。 (指定管理者)</p> <p><b>第3条</b> 知事は、<u>センター</u>の管理を法人その他の団体に行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定に基づき法人その他の団体に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>(1) <u>センター</u>の運営に関する業務</p> <p>(2) <u>センター</u>の施設の利用に関する業務</p> <p>(3) <u>センター</u>の施設の維持及び管理に関する業務</p> <p>3・4 略</p>

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。